

公益社団法人 日本ダンス議会(JDC) 東部総局

シニア昇降級規程

第1章 目的

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し、JDC 東部総局(以下「JDC 東部」という。)が主管する JDC アマチュアシニア競技会における競技会クラス(以下「級」という。)の昇降級の基準を正確に定めることを目的とする。

第2章 適用

第2条 本規程は JDC 東部主管の一般級別競技会及びシニア級別競技会に適用する。

第3章 競技年度

第3条 競技会の年度は1月1日より12月31日までとする。

第4章 認定

第4条 成績は競技会終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。

第5条 競技年度内にボールルーム、ラテンそれぞれのシニア自己級、上位級競技会及び一般級別競技会の出場回数の合計が5回であった場合、本降級規程内の「期間内に5回以上出場」に該当するものとする。

注(1) エントリーが1組でJDC東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会も出場回数にカウントする。

第5章 シニア D 級登録

第6条 JDC 東部アマチュアシニア級を所持しない選手が以下の条件を満たした場合、自動的にシニアD級を付与する。

- ①JDC 東部総局アマチュア級においてD級を所持している選手が JDC 東部総局アマチュアシニア級別競技会に出場申込をした場合
- ②JDC 東部総局アマチュア級を所持していない選手が JDC 東部総局アマチュアシニア DN 級競技会に出場した場合

第5章 昇級規程

第7条 全ての昇級資格対象の成績は端数切り上げ、最大6組までとする。また、昇級資格対象成績の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級資格獲得とする。

第8条 (1)シニア D 級からシニア C 級

- ①シニア D 級の選手がシニア D 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニア C 級に昇級する。
- ②シニア D 級の選手が JDC 東部総局アマチュア D 級競技会又は上位級競技会に出場し決勝に1

回入賞又は準決勝に2回進出した場合、資格獲得の年度末にシニア C 級に昇級する。

(2)シニア下位級からシニア B 級

- ①シニア C 級以下の選手がシニア C 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニア B 級に昇級する。
- ②シニア C 級以下の選手が JDC 東部総局アマチュア C 級競技会又は上位級競技会に出場し決勝に1回入賞又は準決勝に2回進出した場合、資格獲得の年度末シニア B 級に昇級する。

(3)シニア下位級からシニア A 級

- ①シニア B 級以下の選手がシニア B 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニア A 級に昇級する。
- ②シニア B 級以下の選手が JDC 東部総局アマチュア B 級 4 種目競技会又は上位級競技会に出場し決勝に1回入賞又は準決勝に2回進出した場合(アマチュア B 級 2 種目戦の成績は 4 種戦の資格の半分とする。)、資格獲得の年度末にシニア A 級に昇級する。

注(1) エントリーが 1 組で JDC 東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会での昇級資格は全て 1/4 昇級資格とし、1/4 昇級資格二回獲得で 1/2 昇級資格となる。

第9条 シニア B 級以下の選手が、予選、準決勝、決勝が行われるシニア選手権又はシニア A 級競技会に出場し決勝に入賞した場合シニア自己級競技会の 1/2 昇級資格を獲得したものとする。
但し、シニア自己級競技会において年度末昇級が決まっている場合はシニア自己級の1つ上位の級での 1/2 昇級資格を獲得したものとする。

第10条 1/2 昇級資格は第9条該当の場合を除き各級別競技会のみ資格とし、上位級競技会で獲得した資格は下位級競技会の資格としては適用しない。

第6章 降級規程

第11条 (1)シニア A 級からシニア B 級

シニア A 級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニア B 級に降級する。

- ①シニア選手権及びシニア A 級競技会において準決勝1回進出
- ②JDC 東部総局アマチュア選手権及び A 級競技会において準決勝 1 回以上進出
- ③期間内に5回以上出場

(2)シニア B 級からシニア C 級

シニア B 級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニア C 級に降級する。

- ①JDC 東部総局アマチュア B 級競技会及び上位級競技会において準決勝 2 回以上進出
- ②シニア B 級競技会及びシニア上位級競技会において準決勝2回進出、又は決勝1回入賞
- ③期間内に5回以上出場

(3)シニア C 級からシニア D 級

シニア C 級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニア D 級に降級する。

- ①JDC 東部総局アマチュア C 級競技会及び上位級競技会において準決勝 2 回以上進出
- ②シニア C 級競技会及びシニア上位級競技会において2次予選進出2回以上、又は準決勝1回入賞
- ③期間内に5回以上出場

注(1) 同点にて準決勝進出の場合、準決勝進出組全てを準決勝進出として扱う。

注(2) 予選がフリーパスで準決勝が行われない競技会の場合、出場組全てを準決勝進出 1/2 とし、同ケース2回で準決勝に1回進出したものとする。

第7章 救済措置

第12条 怪我、病気等で長期間競技会出場が不可能な場合、所定の届出が行われた場合に限り降級を免除する。

第13条 年度内残り3 競技会出場のためシニア級を取得した場合、当該年度末での降級を免除する。

第8章 附則

第14条 本規程は、2020 年1月1日より施行する。

改訂

2022年1月1日より本規程を改訂する。

2024年1月1日より本規程を改訂する。